



後期高齢者歯科口腔健康診査

口腔機能の健康のために

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

千葉県後期高齢者医療広域連合では、毎年76歳になられる方を対象に歯科口腔健康診査を実施しています。口腔機能の維持・改善のためにも受診しましょう。

■対象者

①昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方（令和3年度中に76歳になられる方）

※対象者の方へは5月中旬以降に受診票を送付します。

②令和2年度中に76歳になられた方で、令和2年度の歯科口腔健康診査を受診できなかった方

※令和2年度未受診の方へは、令和3年度版の受診票は送付しません。令和2年8月に送付した受診票を使用してください。紛失などで再発行が必要な場合は、国保年金係までご連絡ください。

■実施期間

6月1日(火)～12月28日(火)

※受診回数は、期間中に限り1人1回となります。

■費用 歯科口腔健康診査は無料

料です。（歯科口腔健康診査後の治療に要する費用は有料）

■診査項目

- ・ 歯（義歯）や歯周病の状態
- ・ 歯（義歯）と口腔清掃状況
- ・ 口腔機能診査
- ・ 口腔衛生指導

■受診までの流れ

5月中旬以降に町から対象者の方へ受診票を送付します。

受診票が届いたら、協力歯科医療機関へ直接連絡し予約をしてください。

※協力医療機関については、受診票に同封される一覧または千葉県後期高齢者医療広域連合のホームページでご確認ください。

受診票に必要事項を記入し、受診票と被保険者証を持参の上、予約した医療機関を受診してください。



国民年金保険料

納付期限までに納めましょう

問 町民税務課 国保年金係

☎ 77・3912（免除申請について）
千葉県金事務所
☎ 043・242・6320（納付について）

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です。毎月の納付期限は「翌月の末日」となりますので、期限内に納付してください。

保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納付することが出来ます。さらに、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

保険料の納付忘れがあると、万一障害や死亡といった不慮の事態の発生により、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず期限内に納付してください。

限までに納付してください。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合、保険料が免除・猶予される制度があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合、令和2年2月以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられています。免除などについては、国保年金係の窓口で申請できますのでご相談ください。

町公式SNSをご登録ください！

問 総務課 情報公聴係 ☎ 77-3921

町公式のFacebookおよびTwitterからさまざまな情報を発信しています。（ホームページ上で発信される情報も連携して受信できます）

《町公式SNSアカウント情報》

●Facebook
『芝山町役場』



●Twitter
『千葉県芝山町(公式)』
@town_shibayama

※FacebookおよびTwitterのフォローをお願いします。



便利

申請はもうお済みですか？
便利なマイナンバーカードを取得・活用しましょう

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書としても使えるほか、コンビニで各種証明書を取得いただけるとても便利なカードです。この機会にぜひ、申し込んでみませんか？（申請から交付まではおおむね2カ月かかります）

休日申請サポートを実施します（完全予約制）

職員による写真撮影や申請書の受け付けを行います。ご希望の方は必ず、**5月28日(金)までに電話にてご予約ください。**

■開催日 5月30日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■サポート内容

- ・職員による写真撮影
- ・QRコード付き申請書の交付
- ・記入済み申請書の受付
- 持ち物
- ・身分証明書（運転免許証など）
- ・印鑑

平日夜間・休日にも交付および更新が可能です（完全予約制）

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続き

が次の休日にも利用できます。

休日の受け取りや更新手続きをご希望の方は、**希望時間を必ず電話にてご予約ください。**

■予約窓口 町民税務課 戸籍係
 平日午前8時30分～午後5時まで

■5月の平日夜間および休日交付日・更新日（要予約）
 5月6日(木)、18日(火)、30日(日)

■時間

〈平日夜間〉午後5時15分～

午後7時まで

〈休日〉午前10時～午後3時まで

ぜひ、お申し込みください！



(マイナちゃん)

農業

地域農業の将来を考えてみませんか？
人・農地プランの作成にご協力ください

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

高齢化や後継者不足など、各地域の農業において抱える課題を少しでも改善するために人・農地プランの作成を推進しています。今年度、アンケートや認定農業者の皆さんを中心とした座談会を実施予定です。取り組みの推進にご協力ください。

■人・農地プランとは

農業者の皆さんが地域の農業において、中心的に地域の農地を耕作していくことが見込まれる農業者（中心経営体）や、その地域における農業のあり方を明確化してまとめたものです。

■人・農地プランの作成

人・農地プランの作成は、次の①～③までのステップを踏んで進めていく必要があります。

- ①アンケートの実施（回答者の農地面積が地域の農地面積の過半以上となる必要があります）
- ②農業者の年齢階層や中心経営体の耕作地などの状況が分かる地図の作成
- ③地域の抱える課題の確認や中心経営体へ農地を集めるための将来方針の作成

■その他

「アンケートの実施について」
 今年度実施予定の対象地区

は、岩山・朝倉、高田・牧野、小池8、新井田・新井田新田となります。（アンケートについては5月発送予定）

【国庫補助事業について】

農業に係る国庫補助事業には人・農地プランが要件となるものがあります。事業の例としては「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」「農業次世代人材投資事業」などがあります。
※農業に係る国庫補助事業の活用を検討されている方は、農政係までお問い合わせください。

